

# <学校法人会計基準改正の説明について>

## 資金収支計算書

	科目	金額
	学生生徒等納付金収入	
	手数料収入	
	寄付金収入	
	補助金収入	
	資産売却収入	
☆	付随事業・収益事業収入	
☆	受取利息・配当金収入	
☆	雑収入	
	借入金等収入	
	前受金収入	
	その他の収入	
	資金収入調整勘定	
	前年度繰越支払資金	
	収入の部合計	
	人件費支出	
	退職金支出	
	教育研究経費支出	
	管理経費支出	
	借入金等利息支出	
	借入金等返済支出	
	施設関係支出	
	設備関係支出	
	資産運用支出	
	その他の支出	
	資金支出調整勘定	
☆	翌年度繰越支払資金	
	支出の部合計	

「事業収入」から名称変更

「資産運用収入」から名称変更

資産運用収入に計上されていた「施設設備利用料収入」が雑収入に計上されることとなる

「次年度繰越支払資金」から名称変更

付表として「活動区分資金収支計算書」が導入される。

## 活動区分資金収支計算書

	科目	金額
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	
	手数料収入	
	特別寄付金収入	
	一般寄付金収入	
	経常費等補助金収入	
	付随事業収入	
	雑収入	
	教育活動資金収入計	
	人件費支出	
	教育研究経費支出	
管理経費支出		
教育活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
教育活動資金収支差額		
施設整備等活動による資金収支	施設設備寄付金収入	
	施設設備補助金収入	
	施設設備売却収入	
	第2号基本金引当特定資産取崩収入	
	施設設備拡充引当特定資産取崩収入	
	施設整備等活動資金収入計	
	施設関係支出	
	設備関係支出	
	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	施設設備拡充引当特定資産繰入支出	
施設整備等活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		
その他の活動による資金収支	借入金等収入	
	有価証券売却収入	
	第3号基本金引当特定資産取崩収入	
	その他の収入	
	小計	
	受取利息・配当金収入	
	過年度修正収入	
	その他の活動資金収入計	
	借入金等返済支出	
	有価証券購入支出	
第3号基本金引当特定資産繰入支出		
その他の支出		
小計		
借入金等利息支出		
過年度修正支出		
その他の活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
その他の活動資金収支差額		
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)		
前年度繰越支払資金		
翌年度繰越支払資金		

<活動区分資金収支計算書について>

活動区分資金収支計算書は「付表」という位置付けであり、会計基準上は部門別の内訳の表示や予算対比は求められていない。

教育活動(研究を含む)による資金の増減

施設整備関係による資金の増減

- (施設設備関係)
- ・寄付金
- ・補助金
- ・売買金額
- ・特定預金の繰入、戻入

その他の活動による資金の増減

- ・資産運用(第3号基本金引当特定資産含む)
- ・資金調達
- ・預り金等の経過的なもの
- ・過年度修正

(補足)調整勘定「等」について

資金収入調整勘定(期末未収入金・前期末前受金)と資金支出調整勘定(期末未払金・前期末前払金)だけでなく、「前受金収入」、「前期末未収入金収入」、「前期末未払金支払支出」、「前払金支払支出」も含まれる。

# 事業活動収支計算書（消費収支計算書から名称変更）

		科目	金額
教育活動収支	事業活動収入	学生生徒等納付金	
		手数料	
		寄付金	
		経常費等補助金	
		付随事業収入	
		雑収入	
		教育活動収入計	
	事業活動支出	人件費	
		教育研究経費	
		管理経費	
徴収不能額等			
	教育活動支出計		
教育活動収支差額①			
教育活動外収支	動事業収入	受取利息・配当金	
		その他の教育活動外収入	
		教育活動外収入計	
	動事業支出	借入金等利息	
		その他の教育活動外支出	
	教育活動外支出計		
教育活動外収支差額②			
経常収支差額③(①+②)			
特別収支	動事業収入	資産売却差額	
		その他の特別収入	
		特別収入計	
	動事業支出	資産処分差額	
		その他の特別支出	
	特別支出計		
特別収支差額④			
基本金組入前当年度収支差額⑤(③+④)			
基本金組入額合計(△)⑥			
当年度収支差額⑤+⑥			
前年度繰越収支差額			
基本金取崩額			
翌年度繰越収支差額			
(参考)			
事業活動収入計			
事業活動支出計			

教育活動(研究を含む)に係る収支

教育活動以外に係る収支  
具体的には資産運用や資金調達  
および収益事業会計からの繰入収入

資産の売買、施設設備関係の寄付  
金・補助金、過年度修正等、一時的  
に発生する収支

基本金組入前当年度収支差額とは改正前の  
帰属収支差額(計算書上は現れなかつた)  
である。この収支差額がプラスでないと  
将来に対する投資(積立)ができない。

基本金組入前当年度収支差額から将来への  
投資にあたる基本金組入額を差し引いた  
ものが当年度収支差額であり、改正前  
の消費収支差額に該当する。

改正前の「帰属収入」に相当

改正前の「消費支出」に相当

## 貸借対照表

<改正前>

科目	金額
固定資産	
有形固定資産	
その他の固定資産	
流動資産	
資産の部合計	
固定負債	
流動負債	
負債の部合計	
基本金の部	
消費収支差額の部	
負債の部、基本金の部及び 消費収支差額の部合計	

<改正後>

科目	金額
固定資産	
有形固定資産	
特定資産	
その他の固定資産	
流動資産	
資産の部合計	
固定負債	
流動負債	
負債の部合計	
基本金	
繰越収支差額	
純資産の部合計	
負債及び 純資産の部合計	

中科目「特定資産」が新設され、改正前に  
その他の固定資産に含まれていた特定  
資産および特定預金が計上される。

「純資産の部」が新設され、改正前の  
「基本金の部」と「消費収支差額の部」  
の内容が計上される。

☆科目名変更  
「その他の機器備品」が「管理用機器備品」  
に名称変更される。